

統計法施行規則改正案の概要

総務省政策統括官（統計基準担当）

統計法施行規則改正案の概要

1. 概要

- ・ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）の施行に伴い、統計法施行規則（平成20年総務省令145号）について必要な規定の整備を行うもの

2. 主要改正内容

- ・ 統計調査によって集められた調査票情報を提供等する場合の条件として「相当の公益性を有する統計の作成等」の内容を規定
- ・ 調査票情報等を適正に管理するために必要な措置の内容を規定
- ・ 調査票情報の提供等に関する手続等を規定

3. 今後の予定

公布：平成30年1月

施行：一部改正法の施行の日（平成31年5月1日を予定）